

令和2年5月2日以降の創業（開店）の場合の取扱いについて  
（高知県営業時間短縮要請協力金）

創業日（＝開店日）による分類	1日当たりの売上高の算定方法
①令和2年5月2日から令和3年4月25日までに創業した場合	・令和2年6月30日までの間に1か月以上の営業実績がある場合、創業日から令和2年6月30日までの売上を前年5月及び6月の売上とみなします。 ・創業日からの1年分（1年に満たない場合は令和3年5月24日まで）の売上を前年の売上とみなします。
②令和3年4月26日から5月24日までに創業した場合	1日の支給単価を2.5万円とします。
③令和3年5月25日以降に創業した場合	協力金の対象外とします。